

下連雀五丁目第二地区開発事業に伴う
対応に関する第2回説明会（第六小）

議 事 録

※内容につきましては、発言の要旨を記録したものです。

日 時 平成30年11月19日（月）午後6時30分～午後7時5分
会 場 第六小学校ふじみ校舎2階プレイルーム
出席者 保護者及び近隣住民等 4名

1 開 会

2 教育部長あいさつ

教育部長	<p>日本無線株式会社三鷹製作所跡地の下連雀五丁目第二地区開発事業に伴う対応に関して、3月から4月にかけて行った説明会に続き、第2回目になります。</p> <p>今回も前回と同様、3学園3会場で行いますが、どの会場でもお越しいただけるようご案内をしているのに加え、建設中の当該物件の入居を検討しているかたにも事業者を通して、ご案内をしているところです。</p> <p>まず私から、最初に申し上げておきたいことです。三鷹市では、地域ぐるみで子どもたちの教育を応援する、コミュニティ・スクールを基盤とした義務教育9年間を通して、人間力・社会力を育てる小・中一貫教育校を展開しております。このため、住所地により通学区域を設けて、就学すべき学校を指定する指定校制度をとっておりますので、学校選択制ではありません。</p> <p>また、三鷹市立小学校の児童数については、児童数が増加している地域、減少している地域がある中で、全体的には人口の増加傾向が続いています。特に三鷹の森学園三鷹市立高山小学校の区域におきましては、近隣のマンション建設が相次ぎまして、児童数が急増したために、校庭に時限付き新校舎を建設して昨年度から対応を図っているところです。</p> <p>一方、隣接する東三鷹学園三鷹市立第一小学校・第六中学校の通学区域においては、近年児童・生徒数の減少が続いており、そのような状況の中、下連雀五丁目の開発事業が計画、実施され、教育委員会でその対応を検討した結果、今年1月に「下連雀五丁目第二地区開発事業に伴う対応方針」を定めました。そこでは、適切な学習環境の確保を図るため、当該開発事業用地については、現在の三鷹の森学園三鷹市立高山小学校・第三中学校の通学区域から、児童・生徒数が減少している東三鷹学園三鷹市立第一小学校・第六中学校へと、あわせて当該開発事業地域の西側隣接地域については、第六小学校・第一中学校へ通学区域の変更を行うこととしました。</p>
------	--

	<p>通学区域の変更につきましては、児童・生徒をはじめ保護者や地域の皆さまにも大きな影響を与えることとなりますので、これより開発事業の概要及び前回説明会のご意見・ご質問に対応する説明を行います。今後も引き続き関係する皆さまへの説明と周知を図っていくとともに、関係部署と連携しながら、新たな通学路への指定に向けた安全対策の検討も進めてまいりますので、どうぞご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。</p>
--	--

3 出席者紹介

4 概要説明

学務課長	<p>開発事業の概要</p> <p>A地区に建設が進められているマンションは、678戸の住居のほか商業施設や保育所などが予定されており、工事期間は、平成33年（2021年）2月末までとされています。また、平成32年3月に先行入居が予定されており、児童数に影響がでるのは、平成32年4月からと見込んでおります。</p> <p>1 通学区域の変更</p> <p>A地区及びB・C地区とその西側隣接地域は、現在、高山小学校・第三中学校の通学区域ですが、この新築住宅に伴う児童・生徒数の増への対応については、通学区域である高山小学校は、今後も児童数の増加が見込まれること、また隣接している第四小、第六小学校においても、受け入れ可能な学級数を超えてしまうため、受け入れが困難であると判断しました。</p> <p>一方で、第一小学校は、児童・生徒数が年々減少している状況があり、教室の確保が可能であると判断して、A地区とB・C地区（BC地区は、住宅建設が制限され、児童・生徒数に影響がでない地域ですが、通学区域の連続性から）を第一小学校、第六中学校の校区へと変更することとしました。</p> <p>また、A地区西側隣接地域は、高山小学校のほか、指定校変更で第四小、第六小学校へ就学している状況があります。</p> <p>この開発事業計画の具体的なスケジュール等が示され、方針をまとめていく中で、西側隣接地域が飛び地になってしまうことから、こちらについても学区変更が必要となるため、新たな指定校について検討し、第六小・第一中学校区へ変更することとしました。</p> <p>2 推計方法と推計の精度</p> <p>教育委員会では、市内で開発事業が計画された際に、児童数の推計を行っております。推計は、市の人口動態の傾向や近年の市内に共同住宅が建</p>
------	---

設された際の児童の入居割合、転居率、入学率などからある程度幅をもたせて推計しています。また、最新のデータをもとに、毎年更新して精度を高めています。

参考までに、29年度の推計と30年度の実際の児童数の差ですが、第一小・第六小・高山小の3校では、3人から5人程度の増減となっています。

3 通学区域変更の決定時期

通学区域変更は、平成32年(2020年)4月からの適用を考えています。約1年前に規則を改正し周知を図っていきます。また、指定校変更基準については、年内に改正を行う予定でいます。

4 第一小学校の児童数・学級数の経過と今後の見込み

第一小学校の今年の児童数・学級数は608人、18学級になります。近年の最大だった平成20年度と比較して、児童数が約190人減少している状況です。この変更に伴う最大児童数は、平成38年から39年度(8年から9年後)には780人程度、24学級と推計をしており、その後は減少に転じると見込んでいます。実際に入居が始まれば、児童数の把握ができますので、普通教室への転用については、児童数増加の推移をみて学校と協議を進めていきます。

5 第一小学校の児童数の推計が上回った場合についての対応

第一小学校の学級数の推計は、最大24学級で、上振れした場合でも、25学級までは確保できます。さらに、それを超える場合は、普通教室の確保を優先してさらなる検討を行っていきます。

6 第六中学校の生徒数の見込み

マンション建設後の傾向として、先に小学校の児童数が増え、中学校の生徒数が増えるのは、4～6年後になります。第六中学校の推計でも、近年最大の生徒数よりも少ないと見込んでおり、受け入れは可能と判断しました。

7 弘済園通りの通学路にあたる道路の歩道の整備

弘済園通りについては、一小の通学路として想定しておりますが、将来的には、北側から南下した人見街道までの二股のところまでは歩道が連続します。通学路の安全確保につきましては、地域の皆さまからもご意見をいただいておりますので、今後、第六中学校の通学路も含めて、様々な部分について検討していきます。

8 第一小学校の昼休み、中休みの校庭の安全対策

児童数は、過去のピークを超えないと見込んでいますので、安全管理をしながら、様々な工夫により対応が可能であると考えています。

9 工事期間中の共同住宅周辺の安全対策

10 商業施設利用者の駐車場の安全確保

事業者によれば、平成32年4月以降は、内装等の工事で大型車両などが入る工事はないと聞いています。安全確保につきましては、事業者に申し入れをしています。また、事業者とは、商業施設利用の車両は、連雀通り側からの出入りのみとする協議を進めています。しっかり安全確保ができる計画とするため、警察の指導も受けて、歩行者の安全が確保できるように協議を進めていきます。

11 高山小学校の児童数が推計を超えた場合に、A地区の東側の学区変更となるのか

高山小学校は、児童数の増加に伴い、時限付き新校舎を建設し対応しています。教室の確保や一定の上振れした場合も想定しており、今後さらに通学区域を変更することは考えておりません。

12 在学中の児童・生徒の通学先

この通学区域変更によって、現在、通学している学校が変更となることはありません。引き続き、在学中の学校へ通学することになります。

なお、西側隣接地域は、第六小・第一中学校への変更となりますが、高山小学校を卒業した場合、「卒業小学校の学園の中学校へ就学を希望する場合」の事由により、第三中学校への入学が可能となります。

13 新しいマンション居住者が高山小学校を希望した場合

高山小学校は、学校施設に余裕がないことから、指定校変更の制限をかけています。基準に合致する要件があっても、高山小学校へは、受け入れる余地があることが前提となりますので、基本的には第一小学校へ就学することになります。また、事業者には、小・中学校の通学区域については、重要事項説明でマンション購入者に説明をするよう指導しています。

なお、このA地区につきましても、高山小学校と同様、基準の距離等の要件については、制限をかける予定です。

14 第六小学校の児童数増加による新校舎建設の可能性

	<p>現在、第六小学校の児童数は5月現在ですが、722人、22学級です。第六小学校の推計では、近年の最大値、平成26年に760人、23学級がありました。この最大値を超えないと見込んでいることから、現校舎のまま受け入れが可能と判断しています。</p> <p>15 小・中学校の入学が同時期（6学年離れた兄弟姉妹）になる場合 西側隣接地域については、同じ学園の学校への就学が可能となるよう、経過措置の中で対応いたします。</p> <p>16 通学区域変更にあたっての西側隣接地域住民の選択権 三鷹市は学校選択制ではありません。指定校制度がまず前提にあつたうえで、指定校変更基準を定めております。要件を充たすとともに、受け入れが可能な場合について変更を認めております。</p> <p>17 西側隣接地域から第六小学校への通学路の安全対策 通学区域の変更に伴う新たな通学路の指定は、第六小学校と第一中学校、また第一小学校と第六中学校についても、来年の秋から冬頃にかけて手続きを進めます。 通学路は、学校をはじめ、保護者や警察署の意見を聴いて指定しております。安全性などを考慮し、通学区域変更までに取り組んでいきます。</p> <p>18 西側隣接地域の未就学の兄弟姉妹を同じ学校に就学させた場合、又は別の学校に就学させたい場合 兄弟姉妹の就学先につきましては、たとえば、お兄さん、お姉さんが高山小学校に就学している場合、下のお子さんも高山小学校への就学が可能です。 また、通学区域の変更を見据えて、上のお子さんを来年度、第六小学校へ就学させたい場合についても、現行の基準で可能です。 それから、お兄さんが既に高山小学校に通学している場合で、下のお子さんを第六小学校へ通学させたい、別々の学校へ就学させることは可能かという質問もありました。こちらも、現行の基準で可能となっています。</p>
--	--

5 質疑応答

①質問者	18番の場合に似ているのですが、西側隣接地域に住んでいて姉がいま第四小学校へ通学している。その場合下の子（幼稚園）は、第四小学校へ通学できるのでしょうか。
学務課長	兄弟姉妹関係の事由があります。お姉さんが第四小へ行っているので、

	下のお子さんと同じ四小へというのは、今の基準でも可能です。
②質問者	17番の通学路ですが、吉祥寺通りから東側に入っていくルート、具体的にはシティコート下連雀の前の横断歩道・信号を考えているのでしょうか。
学務課長	<p>ルートとしては、その信号・吉祥寺通りを渡って一本中に入るか、そのまま南下をして山中通りまでいく、というルートになるかと思います。</p> <p>具体的には来年の秋から冬にかけて、警察も含めて、関係者のかたに集まっていただいて、現地を歩いてもらいながら、予定している通学路を歩いて、意見をいただいて改善するところがあるかを含めて、伺ったうえで、32年の4月から指定をするということになります。</p>
②質問者	シティコート下連雀でお年寄りのお茶会などをやっているのですが、いつもお年寄りがあの信号がすぐに変わってしまうので、渡りきれないというのがあります。どこに聞けばいいのか、いつも言われています。そのあたりをお子さんと同じだと思うので、検討していただけたらと思います。
学務課長	ご意見をいただいたことを、警視庁に確認させていただきます。また、実際どれくらいの時間なのかも把握します。
②質問者	杖をもって渡ると変わってしまうので、何とか遅くならないか、いつも言われているところです。
③質問者	西側隣接地域に住んでいるものですが、子どもが来年小学生で、下の子の時には六小に変わるので、上の子も六小に通わせたいと思っていますのですが、学童保育所の申し込みがありまして、学童A・Bは住所で分けていると思うのですが、そちらの申し込みはどちらになるのでしょうか。
学務課長	本日は、他の会議と重なって児童青少年課が出席できていませんが、学童保育所は、山中通りを境にAとBに分けていると思いますので、学童Aの申し込みになると思います。
④質問者	今日は、時間的・日程的なことで大変出席者が少ないかと思うのですが、この六小の学区域変更にあたって対象となる保護者がどのくらいいて、いまは4名ということで、今日どうしても来られないというかたもいらっしゃると思うのですが、この少ない人数で承知しましたということにはならないと思うのですが、今後この対応に対して、学区域変更に対しての周知をどのように考えていらっしゃるのか。あと、要件にあったものについて学区域は調整させていただきますという、その要件の内容は具体的にいつ頃わかるのか、という2点をよろしくお願ひいたします。
学務課長	<p>まず周知ですが、前回3月と4月に実施した説明会の内容については、市のホームページに掲載しています。3校で行った議事録、こちらが説明した内容とこういう質問があって、こういう回答をさせていただいたという部分については、ホームページで公開をしています。</p> <p>第2回の資料、それから内容、こういう質問があってこういう回答をし</p>

	<p>ております、といった部分についても、同様にホームページで公開させていただきます予定です。</p> <p>その後、通学区域の変更手続きが進む段階においては、ホームページはもちろん広報等、可能などころでお知らせをしていくことになると思います。なお、西側隣接地域にお住いのかたで、小学校に通ってらっしゃる対象のお子さんは、毎年 40 人から 50 人ぐらいいらっしゃいます。</p> <p>指定校変更の要件についてですが、基本的に西側隣接地域のかたであれば、今の基準の中で、例えば六小に通学したいというのは可能になっています。基準のところ、同じ小学校又は中学校単位ではなく、同じ学園単位で、中学校 1 年生と小学校 1 年生が同時期になった場合については、現行の基準では同じ学園に行ける要件になっていませんので、これについては改正をさせていただきたいと思います。指定校変更のご案内をさせていただくのは、12 月ぐらいになるかと思います。</p>
④質問者	<p>要件ということで、一人ひとりご家庭の事情が違うかたがいらっしゃるということで、要件の変更につきましては、そのご家庭で何かとても不安や心配なことがあったら、学務課にご相談に行ってください、行くといいわよ、というような保護者の皆さま同士、今日来ていらっしゃる 40 人から 50 人が対象でいらっしゃるという中で、大変少ないので、私も含めて広めていきたいと思っておりますが、周知は、そのようなことでよろしいでしょうか。今日はこれしか来てないので、知らなかったということにならないように、ご事情が皆さんおありなのかと思っておりますが、この日程がどうだったのかというところも、私は首をかしげるところなのですが、そのあたり皆さん大丈夫なのかという心配があります。</p>
教育部長	<p>周知の機会や説明会の日程の設定を含めて、冒頭少しお話をさせていただいたのですが、今回は 3 回、前回と同じように説明会をさせていただいたのですが、今回はどの地区のかたもどこに行ってもいいというような形でご案内をさせていただいております。先週の 14 日に 1 回ありまして、今日は六小で、明日は高山小で、どこに行っても同じ説明をさせていただくというのがまず一つ。あとは、今まで来られなかった今度マンションの購入を考えているかたに関しても、事業者を通じて今回の説明のご案内をしている、ということであるべくそういったいろいろなかたに知っていただくための説明会の周知を図ったところでございます。</p>
④質問者	<p>ぜひ学区の変更というところで、大変近道で狭い通りがあるなど、いろいろな問題でご心配の声も伺っているところなので、地域でも安全をしっかり確保しながらと思っておりますが、ぜひ細かい丁寧な説明をお願いしたいと思っております。</p>
学務課長	<p>何か心配事や気になることがあれば、学務課にお越しいただくか、お電</p>

	話をいただければお答えいたします。
--	-------------------

6 閉会